

7-14 景観

7-14-1 現況把握

1. 調査概要

(1) 調査内容

景観に係る調査内容は、表 7-14-1.1 に示すとおりである。

表 7-14-1.1 景観に係る調査内容

環境要素	調査項目	調査方法	調査地点	調査頻度・時期等
景観	主要な眺望点の状況	現地踏査、写真撮影等	対象事業実施区域内（4地点）	2回/年（着葉期・落葉期に各1回）

(2) 調査地点

景観に係る調査地点は図 7-14-1.1、調査地点の選定理由は表 7-14-1.2 に示すとおりである。

表 7-14-1.2 景観に係る調査地点の選定理由

調査項目	地点名	選定理由
景観	松阪市総合運動公園	対象事業実施区域の東側に存在し、スポーツ施設として利用されているため、眺望点として設定
	上川町遊歩道公園	対象事業実施区域の北側に存在し、展望台が存在するほか、散歩やジョギング、親子連れの遊び場として利用されているため、眺望点として設定
	高田大池	対象事業実施区域の西側に存在し、ベンチ等が存在し地域住民の憩いの場として利用されているため、眺望点として設定
	対象事業実施区域南側 1～3	対象事業実施区域の南側に存在し、地元住民が日常的に利用し、対象事業実施区域を視認している地点として設定

(3) 調査時期

景観に係る調査時期は、表 7-14-1.3 に示すとおりである。

表 7-14-1.3 景観に係る調査時期

環境要素	調査項目	調査頻度・時期等	調査時期
景観	主要な眺望点の状況	2回/年（着葉期・落葉期に各1回）	着葉期：令和3年9月20日 落葉期：令和4年1月27日

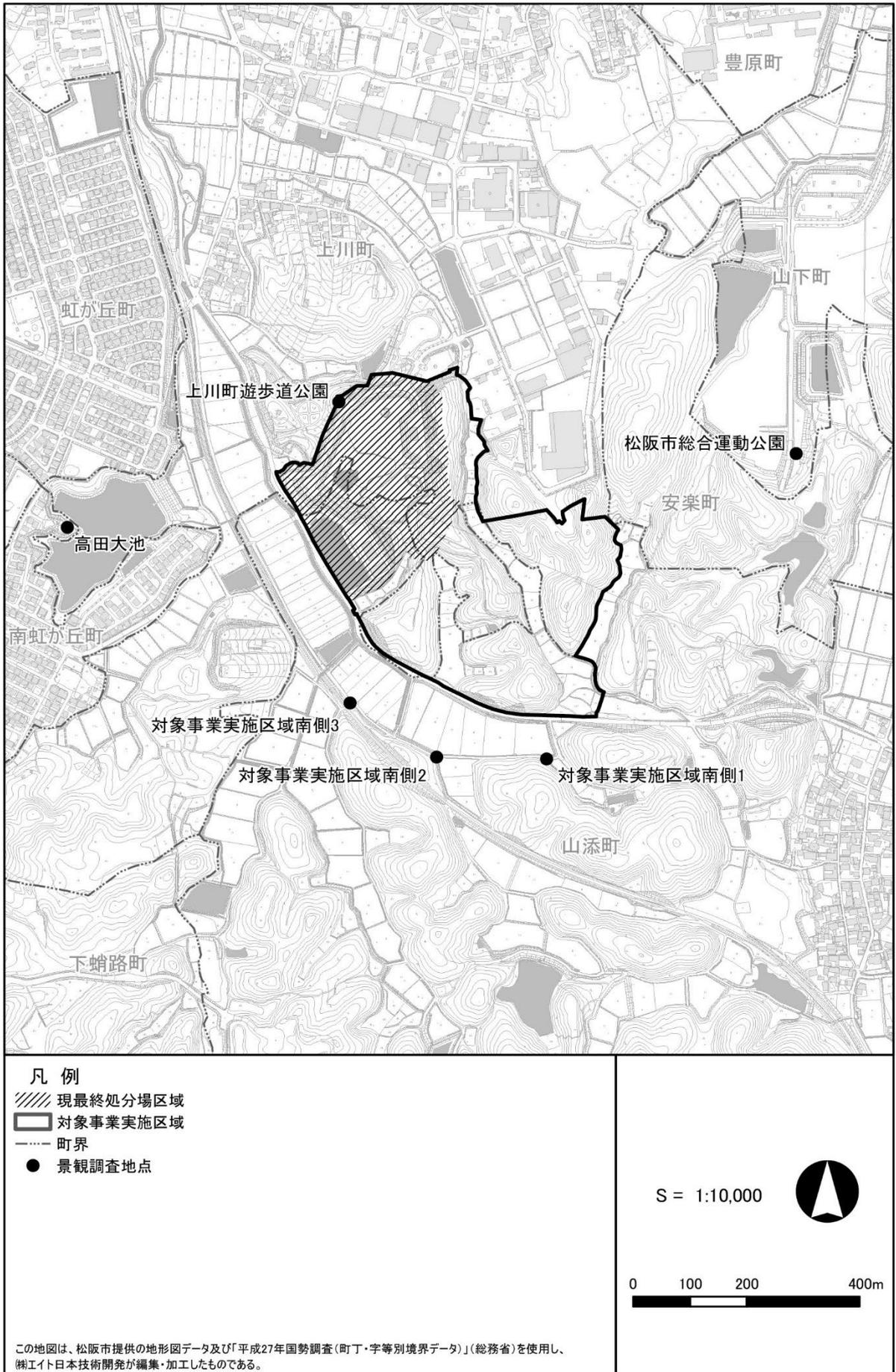


図 7-14-1.1 景観調査地点位置図

2. 調査結果

(1) 主要な眺望点の状況

主要な眺望点の状況は表 7-14-1. 4(1)～(6)に示すとおりである。

松阪市総合運動公園からは、対象事業実施区域との間に樹林や丘陵が存在するため視認できない。他の地点からは、間に樹林等が存在しているが、樹木の隙間などから対象事業実施区域の一部または全体が視認できる可能性がある。

表 7-14-1.4(1) 眺望景観の状況（松阪市総合運動公園）



着葉期：令和3年9月20日



落葉期：令和4年1月27日

■視点の概要

新最終処分場敷地境界からの距離：約 350m

新最終処分場敷地境界からの方位：東

■眺望点の状況

対象事業実施区域の東側に存在し、スポーツ施設として利用されているため、眺望点として設定。

■眺望景観の状況

やや小高い丘陵地上に位置する。対象事業実施区域は竹林等の樹林に遮蔽されて視認できない。

表 7-14-1.4(2) 眺望景観の状況（上川町遊歩道公園）



着葉期：令和3年9月20日



落葉期：令和4年1月27日

■視点の概要

新最終処分場敷地境界からの距離：約 260m

新最終処分場敷地境界からの方位：北西

■眺望点の状況

対象事業実施区域の北側に存在し、展望台が存在するほか、散歩やジョギング、親子連れの遊び場として利用されているため、眺望点として設定。

■眺望景観の状況

上川町遊歩道公園内の遊歩道からの眺望であり、既存最終処分場が一望され、その奥に対象事業実施区域の一部が視認できる可能性がある。

表 7-14-1.4(3) 眺望景観の状況 (高田大池)



着葉期：令和3年9月20日



落葉期：令和4年1月27日

■視点の概要

新最終処分場敷地境界からの距離：約 520m

新最終処分場敷地境界からの方位：西

■眺望点の状況

対象事業実施区域の西側に存在し、ベンチ等が存在し地域住民の憩いの場として利用されているため、眺望点として設定。

■眺望景観の状況

住宅地内に位置し、対象事業実施区域方向の東側には住宅地、線路、水田、現施設が存在している。対象事業実施区域は一部が視認できる可能性がある。

表 7-14-1.4(4) 眺望景観の状況（対象事業実施区域南側1）



着葉期：令和3年9月20日



落葉期：令和4年1月27日

■視点の概要

新最終処分場敷地境界からの距離：約70m

新最終処分場敷地境界からの方位：南

■眺望点の状況

対象事業実施区域の南側に存在し、地元住民が日常的に利用し、対象事業実施区域を視認している地点として設定。

■眺望景観の状況

南側の農道沿いの地点（南東）であり、対象事業実施区域方向の北側には水田が広がっている。対象事業実施区域の全体が視認できる可能性がある。

表 7-14-1.4(5) 眺望景観の状況（対象事業実施区域南側 2）



着葉期：令和3年9月20日



落葉期：令和4年1月27日

■視点の概要

新最終処分場敷地境界からの距離：約 120m

新最終処分場敷地境界からの方位：南

■眺望点の状況

対象事業実施区域の南側に存在し、地元住民が日常的に利用し、対象事業実施区域を視認している地点として設定。

■眺望景観の状況

南側の農道沿いの地点（南）であり、対象事業実施区域方向の北側には水田が広がっている。対象事業実施区域の全体が視認できる可能性がある。

表 7-14-1.4(6) 眺望景観の状況（対象事業実施区域南側 3）



着葉期：令和3年9月20日



落葉期：令和4年1月27日

■視点の概要

新最終処分場敷地境界からの距離：約100m

新最終処分場敷地境界からの方位：南西

■眺望点の状況

対象事業実施区域の南側に存在し、地元住民が日常的に利用し、対象事業実施区域を視認している地点として設定。

■眺望景観の状況

南側の農道沿いの地点（南西）であり、対象事業実施区域方向の北側には水田が広がっている。対象事業実施区域の全体が視認できる可能性がある。

7-14-2 予測・環境保全措置及び評価

景観に係る環境影響の予測概要は表 7-14-2.1 に示すとおりである。

予測の手法は、技術指針及び他事例を参考に、事業特性及び地域特性を踏まえ広く用いられている手法を選定した。

表 7-14-2.1 景観に係る予測手法

影響要因	予測項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
土地又は工作物の存在及び供用	景観	造成地・工作物の存在及び緑化等による景観への影響	フォトモンタージュ法による現況と将来写真との比較	調査地点と同様	供用時において、植栽等による修景が完了した時期とし、埋立の第1期～第3期でそれぞれ予測

1. 造成地・工作物の存在及び緑化等による景観への影響

(1) 予測内容

造成地・工作物の存在及び緑化等による景観への影響について予測を行った。

(2) 予測対象時期

供用時において、植栽等による修景が完了した時期とした。

(3) 予測地点

対象事業実施区域が視認される可能性がある地点とした。

(4) 予測方法

フォトモンタージュ法による現況と将来写真との比較により予測した。

(5) 予測条件

新最終処分場の土地利用計画は、「第2章 事業特性に関する情報」に示すとおりとした。

(6) 予測結果

予測地点からの景観の変化の状況は表 7-14-2.2(1)～(6)に示すとおりである。

また、予測地点(南側1)から眺望される各埋立時期における埋立地の変化を表 7-14-2.3 に示す。

表 7-14-2.2(1) 眺望景観の状況（松阪市総合運動公園）



現 況



将 来

■視点の概要

新最終処分場敷地境界からの距離：約 350m

新最終処分場敷地境界からの方位：東

■眺望景観の状況

対象事業実施区域は竹林等の樹林に遮蔽されて視認できない。

表 7-14-2.2(2) 眺望景観の状況（上川町遊歩道公園）



現 況



将 来

■視点の概要

新最終処分場敷地境界からの距離：約 260m

新最終処分場敷地境界からの方位：北西

■眺望景観の状況

対象事業実施区域は樹林に遮蔽されて視認できない。

表 7-14-2.2(3) 眺望景観の状況（高田大池）



現 況



将 来

■視点の概要

新最終処分場敷地境界からの距離：約 520m

新最終処分場敷地境界からの方位：西

■眺望景観の状況

対象事業実施区域は高田池湖畔の樹林に遮蔽されて視認できない。

表 7-14-2.2(4) 眺望景観の状況（対象事業実施区域南側 1）



現 況



将 来

■ 視点の概要

新最終処分場敷地境界からの距離：約 70m

新最終処分場敷地境界からの方位：南

■ 眺望景観の状況

新最終処分場、洪水調整池 A 及び新浸出水調整槽の設置に伴う造成により、対象事業実施区域の南端丘陵地が掘削され、樹林は伐採される。それにより、東側谷地全体が視認され、道路沿いは法面が出現する。

表 7-14-2. 2(5) 眺望景観の状況（対象事業実施区域南側 2）



現 況



将 来

■視点の概要

新最終処分場敷地境界からの距離：約 120m

新最終処分場敷地境界からの方位：南

■眺望景観の状況

新最終処分場の洪水調整池 B 及び覆土置場の設置に伴う造成により、対象事業実施区域の南西端丘陵地が掘削され、樹林は伐採される。それにより、西側谷地全体及び奥側には管理棟が視認され、道路沿いは法面が出現する。

表 7-14-2. 2(6) 眺望景観の状況 (対象事業実施区域南側 3)



現 況



将 来

■視点の概要

新最終処分場敷地境界からの距離：約 100m

新最終処分場敷地境界からの方位：南西

■眺望景観の状況

道路沿いは法面が西側から東側まで一望される。

表 7-14-2.3 埋立時期による眺望変化



第 1 期完了時



第 2 期完了時



第 3 期完了時

(7) 環境保全措置

以下に示す環境保全措置を実施する。

表 7-14-2.4 環境保全措置の検討項目

影響要因	環境保全措置	環境保全措置の効果	検討結果（不確実性）
施設の存在 及び供用	造成地等の早期緑化	造成地等については、施工後速やかに修景緑化を施す。	影響を低減できる

(8) 評価結果

環境保全措置として、「造成地等の早期緑化」を実施することから、環境への影響は事業者の実施可能な範囲で、回避又は低減が図られていると評価する。